

石川県公報

令和6年1月30日

第13677号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般国道の区域の変更	(道路整備課) 1	○利用権の設定に関する裁定の公告 (農業経営戦略課)	2
○県道の区域の変更	(同) 1	○農用地利用集積等促進計画の認可公告 (同)	2
○一般国道の供用の開始	(同) 1	○入札公告 (警察本部)	3
○石川県収納代理金融機関の指定の一部改正	(出納室) 2	公安委員会	
		○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正	6

告 示

石川県告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

令和6年1月30日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
416号	小松市丸山町シ3番18地先から 小松市丸山町シ3番23地先まで	旧	4.17～4.58 43.0	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市丸山町シ3番18地先から 小松市丸山町シ3番23地先まで	新	4.20～9.72 43.0	

石川県告示第33号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

令和6年1月30日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
金沢田鶴浜線	金沢市粟崎町四丁目204番6地先から 金沢市粟崎町四丁目204番5地先まで	旧	49.70～55.70 72.5	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市粟崎町四丁目204番6地先から 金沢市粟崎町四丁目204番5地先まで	新	70.40～76.60 72.5	

石川県告示第34号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和6年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

令和6年1月30日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
416号	小松市丸山町シ3番18地先から 小松市丸山町シ3番23地先まで	令和6年1月30日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第35号

石川県収納代理金融機関の指定(昭和39年石川県告示第405号)の一部を次のように改正し、令和6年2月1日から施行する。

令和6年1月30日

石川県知事 馳 浩

1の表株式会社福井銀行の項中「県内に所在する支店」を「本・支店」に改める。

公 告

利用権の設定に関する裁定の公告

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第3項の規定により公告する。

令和6年1月30日

石川県知事 馳 浩

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積(m ²)
白山市福増町402番1	田	254
白山市福増町405番1	田	226

2 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存 続 期 間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和6年4月1日	5年	4,800円(960円/年×5年)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構

理事長 馳 浩

金沢市鞍月2丁目20番地

4 農地の所有者等の情報

亡 藤井 澄雄(配偶者、子は相続放棄)

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに金沢地方法務局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、金沢地方法務局において補償金の還付を受けることができる。

農用地利用集積等促進計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年1月30日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 ししず	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭南23ほか3筆
木島 幸一	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸南61
農事組合法人 ラコルト能登島	七尾市	七尾市能登島向田町成49
農事組合法人 向田町集落営農組合	七尾市	七尾市能登島向田町平61
中林 圭吾	金沢市	金沢市打木町西457
橋爪 駿幸	金沢市	金沢市舘町ホ69ほか5筆
農事組合法人 中屋ファーム	金沢市	金沢市中屋町東704ほか11筆
金子 翔	白山市	白山市剣崎町1546-1ほか5筆
宮元 昭嗣	白山市	白山市別宮町南1ほか2筆
株式会社 吉左エ門	白山市	白山市別宮町南24ほか27筆

2 認可年月日

令和6年1月30日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年1月30日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
放置車両確認等事務
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 予定数量
(1日当たりの実働活動時間) 8時間×(委託期間内における活動日数) 216日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和6年2月28日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 入札説明書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定に基づく放置車両確認等事務に係る石川県公安委員会登録を有する者で、県内に本店又は支店等を有し、かつ、金沢中警察署及び金沢東警察署近隣に駐車監視員の待機場所を確保できる者であること。
- (3) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 入札参加者資格確認時において駐車監視員を4人以上確保している者であること。
- (5) 社内規程等により、業務の知識及び遂行能力向上のための研修に関する規定、自主検査及び監査に関する規定、従業員に対する賞罰に関する規定、機密の漏えいを防止するための規定等が整備されており、かつ、それらが正常に運用されている者であること。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和6年2月29日(木)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2214)
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和6年3月1日(金)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年3月1日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階入札室

6 入札方法

入札書に記載する金額は、駐車監視員1ユニット(駐車監視員2人以上)当たりの1日の委託費(基本委託日額)に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

自動車保管場所関係事務

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 予定数量

ア 自動車保管場所証明申請書の受付 79,202件

イ 審査業務 80,202件

ウ 自動車保管場所証明書の交付 79,202件

エ 自動車保管場所届出書(新規・変更)、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書の受付
95,518件

オ 作成業務 96,518件

カ 保管場所標章番号通知書及び保管場所標章の交付 95,518件

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和6年2月28日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 入札説明書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 自動車保管場所関係事務を行うために必要な能力を有する者が置かれている法人として次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3に規定する安全運転管理者としての経歴を1年以上有する者を委託業務の責任者として指定することができること。

イ 直接的な正規雇用関係にある者を責任者とするることができること。

ウ 委託業務に関する問題等が生じた場合は、責任者において対応が可能であること。

(3) 県内に事業所を置く者であること。

(4) 履行場所ごとに指定する人数の業務従事者を確保できる者であること。

- (5) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (6) 社内規程等により、業務の知識及び遂行能力向上のための研修に関する規定、自主検査及び監査に関する規定、従業員に対する賞罰に関する規定、機密の漏えいを防止するための規定等が整備されており、かつ、それらが正常に運用されている者であること。
- 4 入札参加資格の確認結果の通知
確認結果の通知は、令和6年2月29日(木)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2214)
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和6年3月1日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年3月1日(金)午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室
- 6 入札方法
- (1) 入札金額は、自動車保管場所関係事務1件当たりの単価額を記載すること。
なお、1(3)アからカまでの事務1件当たりの単価額については、落札決定した自動車保管場所関係事務1件当たりの単価額に1(3)アからカまでの事務の内容に応じて警察本部が算出した一定の按分率を乗じて得た金額をもって算定するものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- 9 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 入札保証金及び契約保証金
免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第7号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等(令和3年石川県公安委員会告示第32号)の一部を次のように改正し、令和6年2月1日から施行する。

令和6年1月30日

石 川 県 公 安 委 員 会

申請等の表遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）の項を次のように改める。

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項	遺失届
	第26条	施設占有者の拾得物件の届出
	第28条第2項 及び第3項 (第1号イ及 び第2号イを 除く。)	指定を受けようとする施設占有者 による申請書及び添付書類の提出
	第31条第1項	特例施設占有者の保管物件の届出
	第32条	特例施設占有者の物件売却の届出
	第33条第1項	特例施設占有者の物件処分の届出
	第41条	電磁的記録媒体提出票の提出

